

葛卷町農業委員会
第14回総会議事録

1 日 時 平成28年8月23日(火) 午後1時30分から午後2時22分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第3号 農地の現状変更届の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 長 峯 一 雄

⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳

⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

⑧ 藤 森 雅 美 ⑫ 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

⑪ 坂 井 徳 身 ⑭ 久 保 淳

7 書記(農業委員会事務局)

落 合 咲 子(事務局長補佐)

局長補佐

皆さんお揃いですので、ただ今から第14回総会を進めさせていただきます。
初めに、深澤会長からごあいさつを頂戴し、引き続き総会に入っていただきたい
と思います。よろしくお願いします。

[あいさつ]

会 長

皆さん暑い中、大変ご苦勞様です。昨年8月に会長に就任させていただきました
1年なんとか、19日の時点で一回りしました。皆さんにご指導ご協力をいただきま
して感謝しております。あと2年、よろしくお願いいたします。

それから既に皆さんご存じのことと思いますが、●●委員さんと●●局長が7月
半ばから入院いたしまして、7月の暮れに2人を見舞いに行つて参りました。●●
委員さんは大変元気で食事も全部食べられているようで退院するときには太ってい
るんじゃないかと冗談も言っておりましたので大丈夫だと思います。●●局長は7
月はあまり状態がよろしくなかつたんですが、昨日電話がありまして快方に向かっ
ているということで声も力強いように感じました。皆さんにご迷惑をかけて申し訳
ない伝えていただきたいとのことでした。

それから今月31日、秋田市で東北・北海道農業活性化フォーラムが開催されます。
事務局も含めて9名参加の予定ですのでよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それでは、総会に入ります。ただ今から、葛巻町農業委員会第14回総会を開会い
たします。

本日の出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立してお
ります。8番藤森委員、12番藤岡委員から欠席の申し出がありましたので報告いた
します。

本日の総会提出議案は、お手元に配付しているとおりです。

《日程第 1》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、11番坂井委員、14番久保委員のお二人を指名いたしま
す。

また、会議書記は、事務局職員の落合事務局長補佐を指名いたします。

《日程第 2》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することに
ご異議ございませんか。

- 10番
議 長 はい。分かりました。ありがとうございます。
- 議 長 他にございませんか。
- 議 長 【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 議 長 【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
- 議 長 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員です。よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定します。
- 《日程第5》
- 議 長 次に、日程第5 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。
- 事務局より議案の説明を求めます。
- 議 長 【落合事務局長補佐 挙手】
- 局長補佐 落合事務局長補佐。
- 議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてでございますが、所在地は葛巻第●地割字●●●番●で、面積は385㎡、譲渡人は滝沢市在住の●●●さん、譲受人が九戸村在住の●●●さんになります。●●●さんは●●●●を自営されております。
- 議 長 転用目的は、露天の資材置場及び駐車場になります。理由は、事業用の車輛や資材置場等を整備し、事務所用地として一体的に利用するためでございます。
- 議 長 現地につきましては、8ページをご覧ください。申請地は、黄色で塗っている部分になります。申請地の手前が●●●さんの旧住宅になりますが、今後リフォームしながら事務所として使用するというものでございます。全体面積は、宅地と合わせて1347.49㎡ございますけれども、農地転用申請分は385.76㎡になっております。10ページは、その計画図になっております。6ページをご覧ください。こちらは調査書になりますが、それぞれの転用許可基準からみて、すべて適当であると判断するものでございます。以上です。
- 議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認の結果につきまして、2番馬場委員願います。
- 議 長 【2番馬場委員 挙手】

議 長 馬場委員。

2 番 はい。この事案は8ページの位置図に示すとおり、●●郵便局裏手の農地になります。申請地南側の宅地と一体的に●●●●●●の事業所用地として利用するものでございます。宅地と畑の間には段差がありましたけれども、宅地内の住宅は新事務所として使用し、そのまわりは整地して資材置き場、重機、車輛の駐車場として使う計画でございます。申請地は北側の一部を除いて周囲は宅地のため、隣接農地への影響はありません。

したがって、6ページの調査書に記載のとおり、該当する項目はすべて問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 はい。次に、地区担当委員の補足説明を15番坂待職務代理にお願いいたします。

【15番坂待職務代理 挙手】

議 長 坂待職務代理。

15番 只今の案件につきましては、旧宅地に隣接する農地を転用して、説明がありましたとおり資材置き場として活用するということであります。隣接地は近所の野菜畑などがありますが、この計画に沿って管理されるということでございますので問題はないものと判断をいたします。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員 挙手】

議 長 10番森委員。

10番 この事案は売買とのことですが、売買価格等分かったら教えて下さい。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長 落合事務局長補佐。

局長補佐 はい。申請書に記載しておりますとおり、土地購入費は10万円です。

【森委員 挙手】

議 長 森委員。

10番 ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

《日程第6》

議長 次に、日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【落合事務局長補佐】

議長
局長補佐

落合事務局長補佐。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての案件でございます。今月は、利用権設定が7件ございます。いずれも、借受人は公益社団法人岩手県農業公社となっております。契約期間はいずれも10年間、平成28年12月1日から平成38年11月30日までです。賃借料につきましては、すべて10アール当たり3,000円となっております。

それでは、1番から読み上げます。葛巻第●地割●●●、3筆合わせて5,096㎡、利用権を設定する者、土地の所有者は共有になっておりまして、盛岡市在住の●●●さんと、葛巻町●●の●●●●さん、お二方は親子でございます。2番目は、同じく葛巻第●地割●●●の畑で2,167㎡、こちらは先ほどの●●●●さん個人の所有地でございます。3番は9筆、田畑合わせて7,850㎡、利用権を設定する方は、●●●●さんになります。

続きまして、12ページをお開きください。4番になります。こちらは、葛巻第●地割●●●の農地3筆、面積は8,012㎡、所有者は●●●●さんです。5番目は、葛巻第●地割●●●の農地、全部で14筆になります。面積は合計で13,341㎡、利用権を設定する方は●●●●●さんです。

続きまして14ページをお開きいただきたいと思っております。6番目になりますが、同じく葛巻●地割●●●、4筆合わせて面積が6,133㎡、●●●●●さんの農地でございます。7番目は、同じく●●●●の農地3筆と●地割●●●の農地3筆の合計6筆、面積は5,456㎡、こちらは葛巻町出身の方で現在、紫波町在住の●●●●●さんの農地でございます。以上、7件すべて同様の契約になります。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員 挙手】

議長
10番

10番森委員。

この案件は農業公社ということですが、農業公社のほうでも次の使用者は決まっているわけですか。

議 長
局長補佐

【落合事務局長補佐 挙手】

落合事務局長補佐。

はい。受け手につきましては、来月の総会にかけの予定でございますが、いずれも同一の方を予定しております。

補足説明になりますが、今回すべて●地割●●●ですとか、●地割●●●という事で一連の農地とお分かりになるかと思ひます。農業公社から転貸される予定の方との契約を進めておりましたところ、●●●、●●●、●●●の一部を含め、かなりの農地が集積されることとなりました。

このため、地域集積を見据えて動いていこうということで、7月29日に「人・農地プラン」の見直しの説明会と合わせまして、今回議案にあげた方々の契約会を行っております。

地区全体の案内者は21人で、16名の方々が出席され、地域集積についてのお話を聞いていただきました。関係機関からは、コーディネーターの坂待代理を含めまして農業公社、普及センター、振興局農政部、農林環境エネルギー課と農業委員会事務局の職員、全部で23人の出席により話し合いを行いました。

結果としましては、地域集積協力金がもらえるのではないかとということで、残る方々についてもできる限り契約していただこうと、集積を進めているところでございます。地域内の農地総面積は約32ヘクタール、そのうち現在集まっている農地は15ヘクタールを超えており、今後また増えることが予想されます。

地域集積協力金につきましては、農業公社への新規集積面積が30%超えの地域が対象ということになっております。県内での優先順位により配分が決まってくるのですが、新規面積が33%超えになっていきますし、既存の集積面積についても地域集積協力金の対象面積に含めることができるということです。こちらの地区につきましては5割超えということで、説明にありましたとおりの金額を交付していただければ10アール当たり21,000円の交付単価に該当すると思ひます。かなりの金額がその地区に交付されるものと予想されますので、使い方につきましては今後地区で話し合いを進める予定になっております。以上です。

議 長
10番

【森委員 挙手】

森委員。

ありがとうございます。

議 長
15番

【15番坂待職務代理 挙手】

坂待職務代理。

それでは、若干補足説明をさせていただきます。先ほど説明がありましたとおり、今回のこの地域集積の関係につきましては、●●●から●●、●●の3集落にかかった集積ということで進めていただいております。

●●●につきましては、今年の春までは●●●●さんが担い手として一生懸命が

んばってきていただいたわけなんです、体調が思わしくないということでリタイヤしたという経緯でございます。そうすると、この●●●、●●●には担い手がいなくなったということでもあります。

こういった事案はこれからも予想されるんですが、やはり間を置かず集積していかないと農地が荒れてしまうということもありまして、春早々から取り組んだ案件であります。実際には●●●●さんという話もありますが、●●●まで延びるということでもありますので、一部●●●●さんの分も含めての今回の集積にしたいということに進めていただいている案件であります。

これにつきましては、先ほども協力金の話もありましたが、予算の絡みがありまして、要件は30%以上の集積になれば協力金の対象になるということではあります、国からの予算の削減ということもありまして必ずしも該当するというものではありませんが、この3地域の面積32ヘクタールが現在で15ヘクタールまで約50%集積されているということですし、これからも何件か案件が上げられるという形になりますので、そうすれば50%は超えるということでもありますので心配はないと思うのですが、集積面積が少ないわけでもありますので、そこらへんが心配なところでもあります。

いずれも結構比率が高く集積になるということでもありますので、可能な限り事業の協力につながるように町が中心となって進んでいただきたいということでもあります。以上です。

議 長

これにつきまして、皆さんから何か質問等ございましたらどうぞ。

議 長
9 番

【9番長峯委員 挙手】

9番長峯委員。

その地区に酪農家もあるわけですが、その地区の酪農家の方が本当に農地を必要としなかったのか、その辺がどうなのか分かっているなら教えてください。

議 長
局長補佐

【落合事務局長補佐 挙手】

落合事務局長補佐。

●●●●さんには、今回の7月29日の説明会の前から、こういうふうに進めていますということでお話をし、二度ほど役場にもおいでいただきました。ご自分の中では手いっぱいという状況であったり、農地も条件が良い所と悪い所があるので自分としては現在契約しないで直接借りているところもあるので、それらを新たな契約としてあげたいというお話をいただいております。

議 長
9 番

【9番長峯委員 挙手】

9番長峯委員。

議 長

はい。わかりました。

他にございませんか。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」賛成の委員は、挙手願います。

議長 【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、承認することに決定いたします。

議長 《日程第7》

次に、日程第7 報告第1号「農地法18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項についての説明を求めます。

議長 【落合事務局長補佐 挙手】

局長補佐 落合事務局長補佐。

それでは、農地法18条第6項の規定による通知書を受領しましたのでご報告いたします。農地は、葛巻第●地割●番地、2筆で面積が1,300㎡。賃貸人は町田市在住の●●●●さん、賃借人は葛巻町●地割●番地の●●●●さんです。高齢により耕作できなくなったということで、賃借人の都合により解約されたものでございます。

その農地につきましては、新たに●●●●さんが使用することで契約を進めることになっております。以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第8》

議長 次に、日程第8 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議長 落合事務局長補佐。

局長補佐 はい。それでは、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受領しましたので報告いたします。届出年月日は8月10日、譲受人は●●●●●さん、譲渡人は●

●●●さんで、相続による権利の移動になります。農地は、現況畑が21筆、面積は合わせて22,207㎡、あっせんは希望しないとのこと。農地の状況につきましては、現在ほとんどを貸し付けし、一部自作しているということです。受理通知は、8月18日に送付しております。以上でございます。

議 長

以上で報告が終わりました。

ただ今の報告第2号について、質疑のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第9》

議 長

次に、日程第9 報告第3号「農地の現状変更届の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【落合事務局長補佐 挙手】

議 長

落合事務局長補佐。

局長補佐

はい。それでは、農地の現状変更届を受理しましたので報告いたします。届出年月日は8月9日、現状変更主は葛巻第●地割●番地●、●●●●さん、施工業者は葛巻第●地割●番地の株式会社●●●●●さんでございます。

現状変更する土地でございますが、台帳地目は田、現況は畑になっておりまして、面積1,707㎡のうち136.5㎡を盛土により地盤を高くしようとするものがございます。現地は、8月18日に馬場委員、橋委員とともに確認しております。この盛土につきましては、星野地区復旧治山工事の残土を使用するとのこと。場所は、18ページをご覧ください。縮小しておりますので文字が見えにくいかと思いますが、申請地は●●地区、●●停留所付近から入った沢沿いにあります。以上でございます。

議 長

この事案については現地確認が行われております。現地確認の結果について、2番馬場委員お願いします。

【2番馬場委員 挙手】

議 長

2番馬場委員。

2番

はい。この事案は、●●地区●●●沢沿いの農地です。元々は田として利用されていた段差のある土地で、道路脇から最大で約3m低くなっております。今回、治山工事の残土を利用して、高さ1.6mから2mの盛土により一部は道路と同じ高さにしようとするものです。農地周辺は治山工事用の重機や車両が通行できるように道路が拡張されておりましたが、隣接する農地への影響はありません。また、表土を取り除いてから工事を開始する予定であり、盛土にあたっては沢に土砂が流出しな

議長 いように処理する旨、工事業者から確認を得ておりますので特に問題はありません。
以上でございます。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を3番星野委員にお願いします。

3番 【3番星野委員 挙手】

議長 3番星野委員。

今日の午前中に見てきましたが、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 以上で説明を終わります。只今の報告第3号について質問のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

議長

《日程第10》

次に、日程第12「その他」ですが、委員の皆さんからございましたらどうぞ。

【9番長峯委員 挙手】

議長 9番長峯委員。

9番

先ほどの鈴鹿口あたりの農地の関係ですけれども、これからも同じようなことがあるとは思いますが、借りる人があれば別として、できるだけ同じ地域の人に使ってもらえるようにしていった方が将来的な土地利用のかたちを作っていくのではないかと思います。以上です。

議長

はい。極力その地域の方という方向で進めていきたいと思っておりますのでよろしく
お願いいたします。

ほかにごございませんか。

議長 【なしの声】

それでは、事務局からあれば、お願いします。

議長 【なしの声】

ないようですので、以上で「その他」を終わります。

以上で、葛巻町農業委員会第14回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成28年9月9日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____